

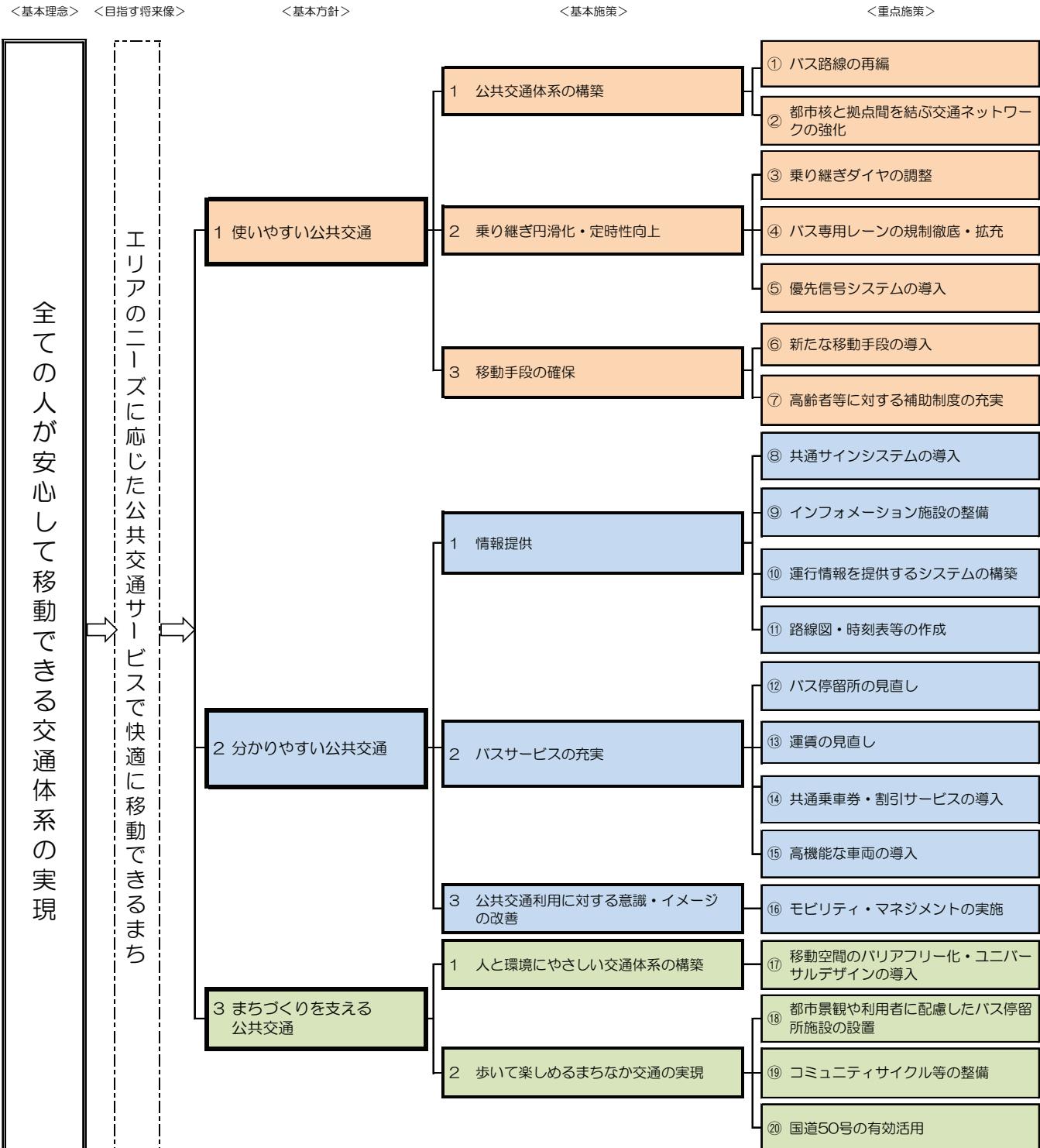


## 第4章 重点施策

### 4-1 施策体系

基本理念を踏まえ、目指す将来像（公共交通ビジョン）を掲げ、本市における公共交通の課題から基本方針と基本施策を整理し、重点的に実施する施策（重点施策）を位置付け、施策体系を整理しました。

なお、重点施策は、交通会議において、本市で考えられる施策の中から、8年間の計画期間内に重点的に実施する施策として抽出したものです。重点施策以外についても、公共交通のPRなどの利用促進施策や市役所エコプランに基づくノーマイカーデーなどの環境施策に引き続き取り組むほか、重点施策の事業効果を高める新たな施策にも随時取り組みます。



## 4-2 重点施策の概要

### 1 使いやすい公共交通

#### 1-1 公共交通体系の構築

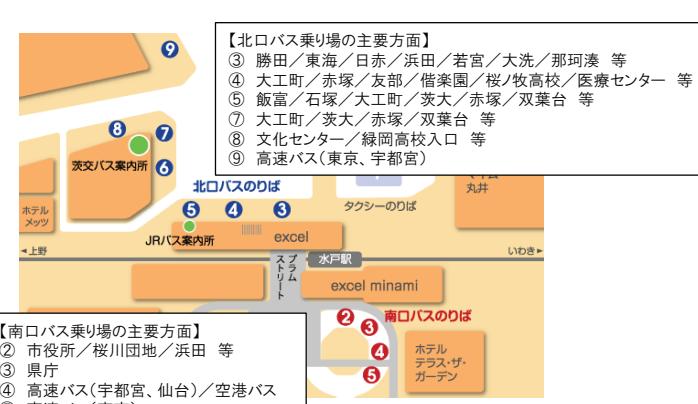
| 施策番号 | ① 施策名  | バス路線の再編 |
|------|--|---------|
| 施策概要 | <p>既存の交通資源を活用し、地域の課題等を踏まえるとともに、ニーズの把握に努めながら、利用者の視点に立った使いやすいバス路線に再編します。</p> <p>その実現に向け、平成28年度には、下記の五つの方針に基づき、地域公共交通再編実施計画の策定に取り組みます。</p> <p><b>■バス路線再編の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>方針1 方面別の路線の設定</b></li> <li><b>方針2 「幹線・支線運行」と「直行運行」を組み合わせた路線の設定</b></li> <li><b>方針3 重複・迂回を避けた路線の設定</b></li> <li><b>方針4 使いやすい運行間隔の設定</b></li> <li><b>方針5 需要に応じたサービスレベルの設定</b></li> </ul> <p><b>■バス路線再編の検討・実施方法</b></p> <p><b>方針1 方面別の路線の設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸駅から北方面へ向かうバスは北口発、南方面へ向かうバスは南口発とするなど、路線を主要方面別に整理し、使いやすい路線バスの運行を実現します。</li> <li>・主要な目的地を設定し、経由地がある場合は、地名を補足する等、路線図に頼らず利用できるバス路線を実現します。</li> </ul>  <p><b>【北口バス乗り場の主要方面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 勝田／東海／日赤／浜田／若宮／大洗／那珂湊 等</li> <li>④ 大工町／赤塚／友部／偕楽園／桜／牧高校／医療センター 等</li> <li>⑤ 飯富／石塚／大工町／茨大／赤塚／双葉台 等</li> <li>⑦ 大工町／茨大／赤塚／双葉台 等</li> <li>⑧ 文化センター／緑岡高校入口 等</li> <li>⑨ 高速バス(東京、宇都宮)</li> </ul> <p><b>【南口バス乗り場の主要方面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 市役所／桜川団地／浜田 等</li> <li>③ 県庁</li> <li>④ 高速バス(宇都宮、仙台)／空港バス</li> <li>⑤ 高速バス(東京)</li> </ul> |         |

図 4-1 水戸駅のバス乗り場と方面の現状（行き先、北・南の機能が混在）

## 施策概要

## 方針2 「幹線・支線運行」と「直行運行」を組み合わせた路線の設定

- ・バス路線を幹線と支線に分け、幹線・支線間の円滑な乗り継ぎ環境を整備することで、各方面からの移動の負担を軽減します。ただし、速達性を優先する場合や路線の延長距離が短い場合は直行運行にします。
- ・エリアI・II内は、直行運行を基本として、通勤・通学、業務等における短い時間での移動を支えます。また、通院等に特化した路線についても、乗り継ぎに係る負荷を与えないという視点から直行運行を検討します。
- ・エリアI・IIからエリアIIIや近隣市町村へは、幹線と支線に分けることを基本とします。幹線は鉄道やサービスレベルが高い路線バス、支線は路線バスを基本として地域に適した交通サービスとします。路線バスの運行を効率化することにより、運行本数の増加等、サービスレベルを向上させることができます。また、待合所の整備や料金体系を見直すなど、円滑な乗り継ぎ環境を用意して、乗り継ぎに係る負荷の軽減を図ります。

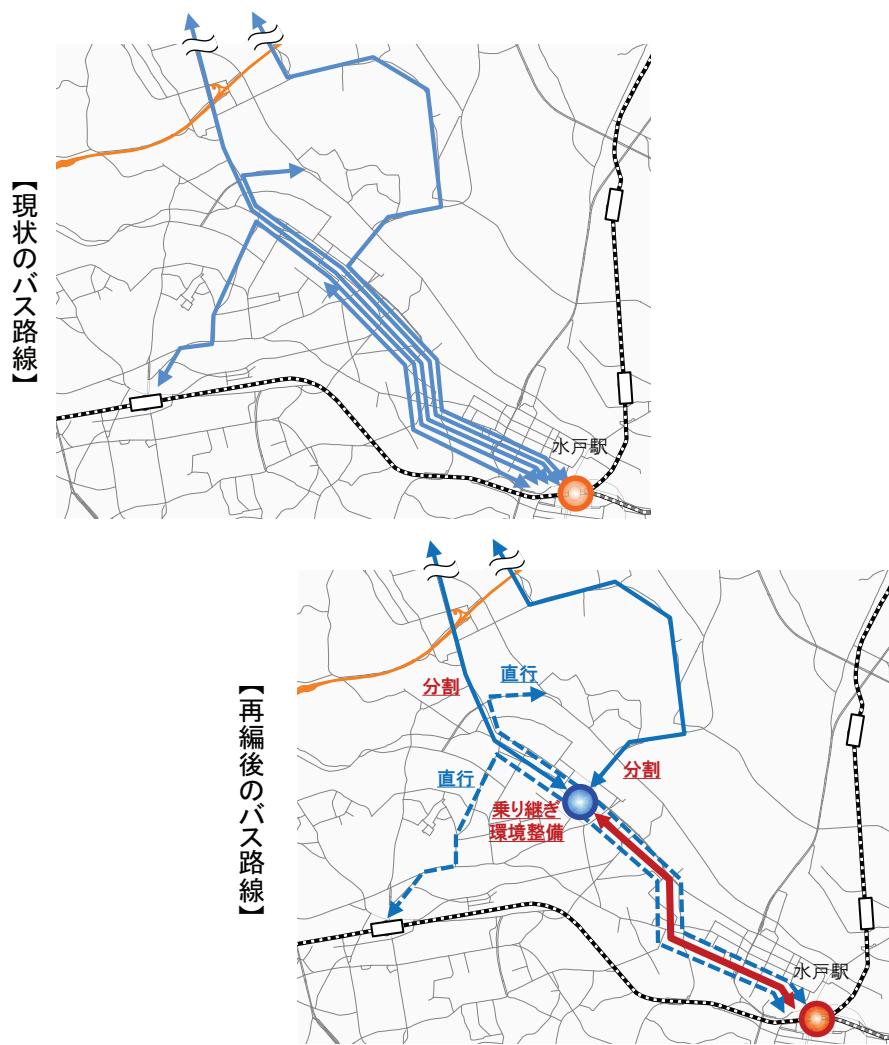


図 4-2 分割と直行を組み合せたバス路線（栄町・茨大方面）の再編イメージ

## 施策概要

### 方針3 重複・迂回を避けた路線の設定

- 国道 50 号の水戸駅～大工町間に路線バスが集中し、団子運行が常態化している現状を見直し、接続先を各交通結節点に振り分けることで、重複の少ない路線を設定します。
- 水戸駅北口から市南部方面に向かう路線については、南口のバスターミナルを活用するなど、迂回ルートを解消することにより、目的地までの乗車時間の短縮を図ります。

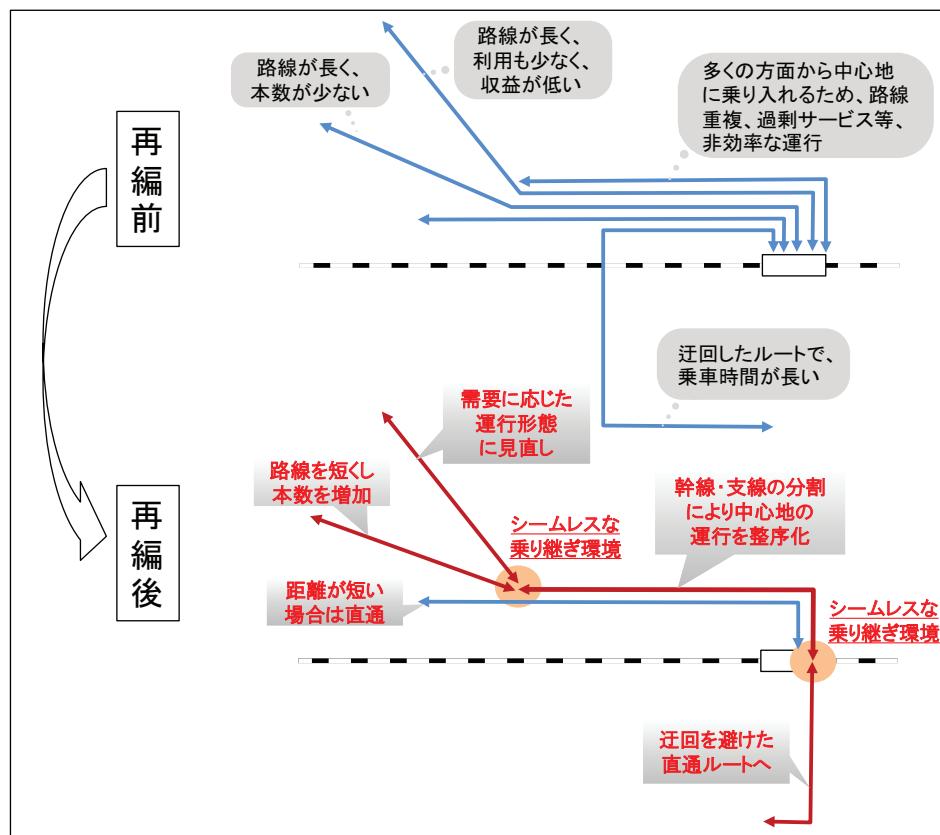


図 4-3 バス路線再編のイメージ

### 方針4 使いやすい運行間隔の設定

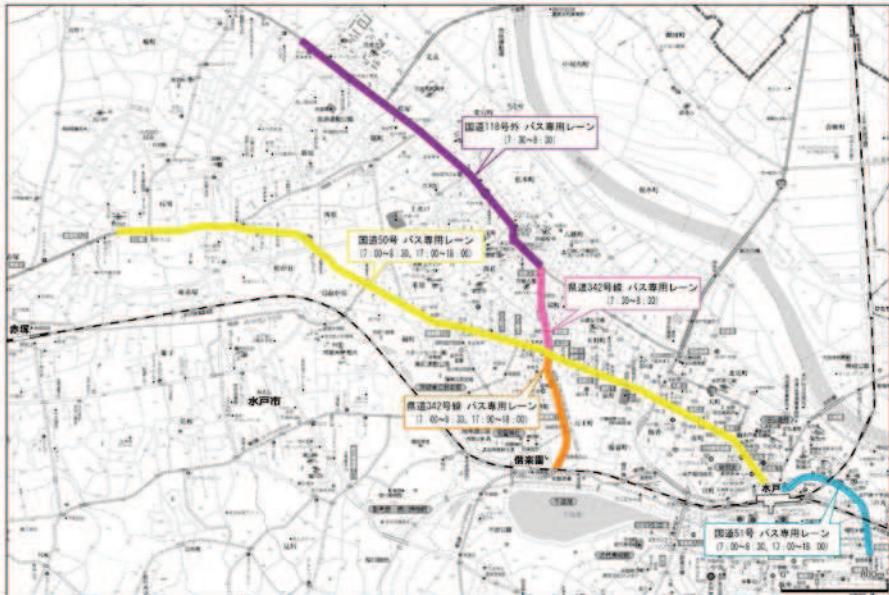
- 幹線バスは、運行間隔を従来よりも高いサービスレベルとすることにより、利便性の高い路線とします。
- 支線バスは、毎時間同じ時刻に運行するラウンドダイヤを導入するなど、使いやすい路線とします。

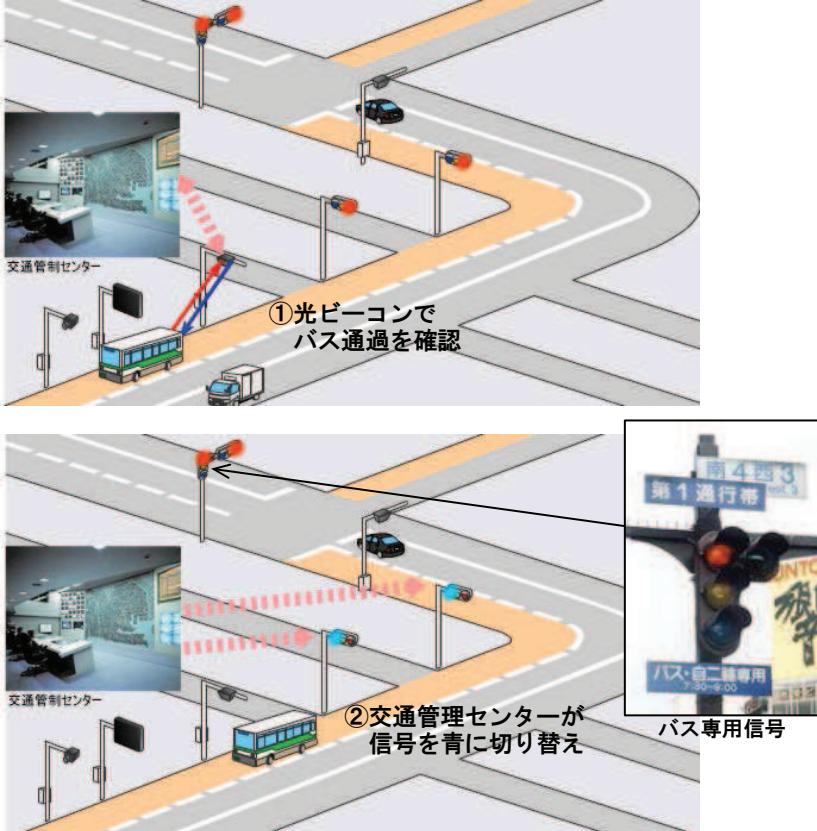
|      |  |
|------|--|
| 施策概要 | <p><b>方針5 需要に応じたサービスレベルの設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所新庁舎や新たな市民会館、東町運動公園新体育館の整備等、今後、交通需要を変化させる要素を見極め、路線バスのサービスレベルを設定します。</li> <li>事業者単独で運行を継続することが難しい路線を抽出し、運行車両の小型化や需要規模に応じた運行頻度を設定することで運行の効率化を図ります。</li> <li>エリアⅢ等で公共交通を利用しにくい地域を抽出し、地域の住民と連携しながら持続可能な地域公共交通サービスを導入することで、公共交通空白地区等の解消を図ります。</li> <li>「⑥新たな移動手段の導入」、「⑦高齢者等に対する補助制度の充実」と併せて検討します。</li> </ul> <p><b>■検討・実施の役割分担</b></p> <p><b>市・交通会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市及び交通会議が、地域公共交通再編実施計画を策定し、路線バス再編を主眼とした地域公共交通ネットワークの再構築を図るための事業を具体化することで、関係者間の協議をリードします。</li> <li>事業者単独で運行を継続することが難しい路線について対策を検討します。</li> </ul> <p><b>交通事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再編の対象路線を運行するバス事業者が、路線の見直しやダイヤの調整を検討します。</li> <li>複数のバス事業者が重複する路線では、事業者が、一体となって検討・調整します。</li> </ul> <p><b>市民</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路線バス及び地域公共交通サービスを積極的に利用します。</li> <li>事業者単独で運行を継続することが難しい路線は、計画への参画や利用促進等に主体的に取り組みます。</li> </ul> <p><b>連携・協働の進め方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再編事業は、バス事業者と連携し、市民と協働で取り組むことにより実現するため、関係者間の協議を重ね、段階的に実施します。</li> </ul> |
| 実施主体 | 交通事業者、市  |
| 実施地域 | 全域   |

| 施策番号   | ②   | 施策名  | 都市核と拠点間を結ぶ交通ネットワークの強化 |        |        |      |          |                |         |                          |                                |                  |                              |  |             |                             |                                   |
|--|---|--|-----------------------|--------|--------|------|----------|----------------|---------|--------------------------|--------------------------------|------------------|------------------------------|--|-------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 施策概要   | <p>都市核と拠点間の有機的な機能連携ネットワークを目指し、バスルートの創設に取り組むとともに、内原駅の橋上化や駅南口広場等の整備に向けた取組を進めるなど、各交通結節点の機能強化を図ります。また、交通ネットワークの強化に資する新たな交通システムの導入の可能性や都市核の機能強化に資する新たな交通結節点の可能性についても研究を進めます。</p> <p>交通ネットワークの構築に当たっては、近隣市町村と連携しながら、市外の拠点についても考慮することで、広域交通ネットワークの強化に取り組むとともに、各拠点間の移動目的に適したサービス方針に基づき、公共交通サービスレベルの向上を図ります。</p> |  |                       |        |        |      |          |                |         |                          |                                |                  |                              |  |             |                             |                                   |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">サービス方針</th> </tr> <tr> <th>移動手段</th> <th>サービス内容の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幹線（都市核と拠点間の移動）</td> <td>鉄道、路線バス</td> <td>サービスレベルの高い一定間隔の運行</td> </tr> <tr> <td>支線（各拠点と居住地間の移動）</td> <td>路線バス、地域公共交通システム等</td> <td>毎時間同じ時刻に運行するラウンドダイヤの導入</td> </tr> <tr> <td>都市核内（中心市街地内の移動）</td> <td>路線バス、自転車、徒歩</td> <td>主要施設へのサイクルポート配置、主要経路の歩行環境改善</td> </tr> </tbody> </table>   |   |  |                       | サービス方針 |        | 移動手段 | サービス内容の例 | 幹線（都市核と拠点間の移動） | 鉄道、路線バス | サービスレベルの高い一定間隔の運行        | 支線（各拠点と居住地間の移動）                | 路線バス、地域公共交通システム等 | 毎時間同じ時刻に運行するラウンドダイヤの導入       | 都市核内（中心市街地内の移動）                                | 路線バス、自転車、徒歩 | 主要施設へのサイクルポート配置、主要経路の歩行環境改善 |                                   |
|  | サービス方針  |  |                       |        |        |      |          |                |         |                          |                                |                  |                              |  |             |                             |                                   |
|  | 移動手段  | サービス内容の例                                       |                       |        |        |      |          |                |         |                          |                                |                  |                              |  |             |                             |                                   |
| 幹線（都市核と拠点間の移動）   | 鉄道、路線バス   | サービスレベルの高い一定間隔の運行                              |                       |        |        |      |          |                |         |                          |                                |                  |                              |  |             |                             |                                   |
| 支線（各拠点と居住地間の移動）  | 路線バス、地域公共交通システム等  | 毎時間同じ時刻に運行するラウンドダイヤの導入                         |                       |        |        |      |          |                |         |                          |                                |                  |                              |  |             |                             |                                   |
| 都市核内（中心市街地内の移動）  | 路線バス、自転車、徒歩   | 主要施設へのサイクルポート配置、主要経路の歩行環境改善                    |                       |        |        |      |          |                |         |                          |                                |                  |                              |  |             |                             |                                   |
| 表 4-1 交通ネットワークのサービス方針  |   |  |                       |        |        |      |          |                |         |                          |                                |                  |                              |  |             |                             |                                   |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">サービス方針</th> </tr> <tr> <th>移動手段</th> <th>サービス内容の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水戸駅</td> <td>鉄道、幹線バス↔幹線バス、支線バス、自転車、徒歩</td> <td>乗り継ぎ総合案内所、方面別停留所、乗り継ぎ経路の歩行環境改善</td> </tr> <tr> <td>上記以外の鉄道駅</td> <td>鉄道、幹線バス、支線バス↔支線バス、自動車、自転車、徒歩</td> <td>乗り継ぎ案内、停留所統合、パーク・アンド・ライド駐車場、サイクル・アンド・ライド自転車駐車場</td> </tr> <tr> <td>その他の交通結節点</td> <td>幹線バス、支線バス↔支線バス、自動車、自転車等</td> <td>パーク・アンド・ライド駐車場、サイクル・アンド・ライド自転車駐車場</td> </tr> </tbody> </table> |   |  |                       |        | サービス方針 |      | 移動手段     | サービス内容の例       | 水戸駅     | 鉄道、幹線バス↔幹線バス、支線バス、自転車、徒歩 | 乗り継ぎ総合案内所、方面別停留所、乗り継ぎ経路の歩行環境改善 | 上記以外の鉄道駅         | 鉄道、幹線バス、支線バス↔支線バス、自動車、自転車、徒歩 | 乗り継ぎ案内、停留所統合、パーク・アンド・ライド駐車場、サイクル・アンド・ライド自転車駐車場 | その他の交通結節点   | 幹線バス、支線バス↔支線バス、自動車、自転車等     | パーク・アンド・ライド駐車場、サイクル・アンド・ライド自転車駐車場 |
|  | サービス方針  |  |                       |        |        |      |          |                |         |                          |                                |                  |                              |  |             |                             |                                   |
|  | 移動手段  | サービス内容の例                                       |                       |        |        |      |          |                |         |                          |                                |                  |                              |  |             |                             |                                   |
| 水戸駅  | 鉄道、幹線バス↔幹線バス、支線バス、自転車、徒歩  | 乗り継ぎ総合案内所、方面別停留所、乗り継ぎ経路の歩行環境改善                 |                       |        |        |      |          |                |         |                          |                                |                  |                              |  |             |                             |                                   |
| 上記以外の鉄道駅   | 鉄道、幹線バス、支線バス↔支線バス、自動車、自転車、徒歩  | 乗り継ぎ案内、停留所統合、パーク・アンド・ライド駐車場、サイクル・アンド・ライド自転車駐車場 |                       |        |        |      |          |                |         |                          |                                |                  |                              |  |             |                             |                                   |
| その他の交通結節点  | 幹線バス、支線バス↔支線バス、自動車、自転車等   | パーク・アンド・ライド駐車場、サイクル・アンド・ライド自転車駐車場              |                       |        |        |      |          |                |         |                          |                                |                  |                              |  |             |                             |                                   |
| 表 4-2 各交通結節点のサービス方針  |   |  |                       |        |        |      |          |                |         |                          |                                |                  |                              |  |             |                             |                                   |
| 実施主体   | 交通事業者、市   |  |                       |        |        |      |          |                |         |                          |                                |                  |                              |  |             |                             |                                   |
| 実施地域   | 全域  |  |                       |        |        |      |          |                |         |                          |                                |                  |                              |  |             |                             |                                   |

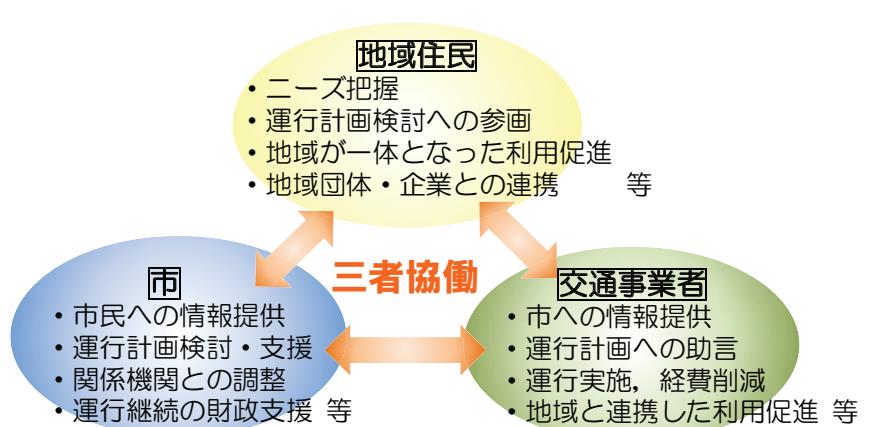
## 1-2 乗り継ぎ円滑化・定時性向上

| 施策番号 | ③ 施策名   | 乗り継ぎダイヤの調整 |
|------|---|------------|
| 施策概要 | <p>鉄道と路線バス、バス事業者間相互のダイヤ調整等により、乗り継ぎの円滑化を図ります。</p> <p>鉄道とバス及びバス相互の乗り継ぎができるダイヤ調整に加えて、情報提供（車内や停留所付近での方面別乗り継ぎ時間表示等）、環境整備（複数停留所の統合、待合環境整備、乗り継ぎ経路の短縮、バリアフリー化、案内表示等）により、利用者の視点に立ったシームレスな乗り継ぎシステムを構築します。</p> |            |
| 実施主体 | 交通事業者、市   |            |
| 実施地域 | 全域  |            |
| 参考事例 |  <p>図 4-4 盛岡市の乗り継ぎ拠点の例（松園バスターミナル）</p>  |            |

| 施策番号 | ④ 施策名 | バス専用レーンの規制徹底・拡充   |
|------|-------|---|
| 施策概要 |       | <p>バス専用レーンの規制を徹底・拡充することにより、路線バスの走行空間を確保し、路線バスの定時性及び速達性を高めます（取締強化、警告表示、バスカメラを活用した警告通知等）。また、路線バスの走行空間の確保に向け、バス専用レーンの厳守、割り込み禁止等、運転マナーの向上に関する情報を発信します。</p> <p>なお、当施策の実施に当たっては、監視員による取り締りの強化をはじめ、センサーを用いたドライバーへの警告表示等、複数の対策メニューがあるため、コストと効果を踏まえて、対策メニューを検討します。</p> |
|      |       |    |
|      |       | 図 4-5 バス専用レーンの設置箇所（国道 50 号, 51 号, 118 号, 県道 342 号）  |
| 実施主体 |       | 道路管理者、茨城県警察   |
| 実施地域 |       | エリア I, エリア II   |
| 参考事例 |       |   |
|      |       | 図 4-6 バス専用レーンでの違法車両への警告表示例<br>(資料：大阪府警察)  |

| 施策番号   | ⑤ 施策名       | 優先信号システムの導入   |
|--|-------------|---|
| 施策概要   |             | <p>バス専用レーンの設置箇所等に優先信号制御システムを導入して、路線バスの定時性を確保し、利便性を向上させることにより利用促進を図ります。</p> <p>優先信号システムの導入に当たっては、全体の交通状況を適正化する信号制御システムや、バス専用信号の設置等も併せて検討します。</p>  |
| 図 4-7 優先信号システムのイメージ<br>(資料:一般財団法人 UTMS 協会ホームページ) |             |   |
| 実施主体   | 交通事業者、茨城県警察 |   |
| 実施地域   | エリアI、エリアII  |   |

### 1-3 移動手段の確保

| 施策番号 | ⑥ 施策名 | 新たな移動手段の導入  |
|------|-------|---|
| 施策概要 |       | <p>公共交通空白地区等の中から、モデル地区を選定し、鉄道や路線バス等の公共交通との連携を基本とする地域のニーズを踏まえた外出支援策を実証実験として先行的に実施します。</p> <p>鉄道や路線バスの公共交通ネットワークを補完する、地域ニーズに合った地域公共交通の導入を検討し、地域住民をはじめ、市や交通事業者との協働のあり方、導入手順、持続可能な運行モデルの構築等について、実証実験を通じて検証します。</p> <p>また、公共交通空白地区が市の外縁部に多くなっていることから、隣接市町との連携も視野に入れ、検討を進めます。</p> |
| 実施主体 |       | 市ほか   |
| 実施地域 |       | 全域（モデル地区）   |
| 参考事例 |       |  <p>図 4-8 地域公共交通の導入例（山口市）<br/>     (左：グループタクシー、右：コミュニティタクシー)</p>  <p>図 4-9 地域住民・市・交通事業者の協働イメージ</p>   |

| 施策番号   | ⑦   | 施策名  | 高齢者等に対する補助制度の充実  |         |             |           |                       |  |                                       |       |  |  |     |                                      |                               |
|--|---|--|--|---------|-------------|-----------|-----------------------|--|---------------------------------------|-------|--|--|-----|--------------------------------------|-------------------------------|
| 施策概要   | <p>障害者に対する運賃の割引制度は既に導入していますが、高齢者等にも公共交通を気軽に利用してもらうため、新たな移動支援策や割引制度の導入等について検討します。</p> <p>需要閑散時間帯におけるタクシーの活用や運転免許証の自主返納者へのバス利用券の発行等を軸に検討を進めます。</p>  |  |  |         |             |           |                       |  |                                       |       |  |  |     |                                      |                               |
|  |   |  | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通院等支援サービス事業</th> <th>福祉タクシー券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td><td>ねたきりなどの高齢者等を対象として、リフト付きタクシーにより病院等への送迎を行うサービス</td><td>重度障害者が医療機関への通院などでタクシーを利用する場合、料金の一部を助成</td></tr> <tr> <td>対象</td><td>・満65歳以上で要介護3・4・5と認定された方で、住民税非課税世帯に属する方</td><td>・身体障害者手帳1級・2級の方<br/>・療育手帳○A、Aの方<br/>・精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方<br/>※自動車税減免、福祉施設に入所されている方は非対象</td></tr> <tr> <td>利用料</td><td>・初乗り30分以内の運賃の1割で利用可能、30分を超える運賃は利用者負担</td><td>・1回の乗車につき500円相当を助成、年間に60回分を上限</td></tr> </tbody> </table> |         | 通院等支援サービス事業 | 福祉タクシー券   | 概要                    | ねたきりなどの高齢者等を対象として、リフト付きタクシーにより病院等への送迎を行うサービス | 重度障害者が医療機関への通院などでタクシーを利用する場合、料金の一部を助成 | 対象    | ・満65歳以上で要介護3・4・5と認定された方で、住民税非課税世帯に属する方 | ・身体障害者手帳1級・2級の方<br>・療育手帳○A、Aの方<br>・精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方<br>※自動車税減免、福祉施設に入所されている方は非対象 | 利用料 | ・初乗り30分以内の運賃の1割で利用可能、30分を超える運賃は利用者負担 | ・1回の乗車につき500円相当を助成、年間に60回分を上限 |
|  | 通院等支援サービス事業   | 福祉タクシー券  |  |         |             |           |                       |  |                                       |       |  |  |     |                                      |                               |
| 概要   | ねたきりなどの高齢者等を対象として、リフト付きタクシーにより病院等への送迎を行うサービス  | 重度障害者が医療機関への通院などでタクシーを利用する場合、料金の一部を助成  |  |         |             |           |                       |  |                                       |       |  |  |     |                                      |                               |
| 対象   | ・満65歳以上で要介護3・4・5と認定された方で、住民税非課税世帯に属する方  | ・身体障害者手帳1級・2級の方<br>・療育手帳○A、Aの方<br>・精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方<br>※自動車税減免、福祉施設に入所されている方は非対象 |  |         |             |           |                       |  |                                       |       |  |  |     |                                      |                               |
| 利用料  | ・初乗り30分以内の運賃の1割で利用可能、30分を超える運賃は利用者負担  | ・1回の乗車につき500円相当を助成、年間に60回分を上限  |  |         |             |           |                       |  |                                       |       |  |  |     |                                      |                               |
| <p style="text-align: center;">表 4-3 既存の高齢者等の移動支援策（平成27年4月時点）</p>                                  |   |  |  |         |             |           |                       |  |                                       |       |  |  |     |                                      |                               |
| 実施主体   | 市ほか   |  |  |         |             |           |                       |  |                                       |       |  |  |     |                                      |                               |
| 実施地域   | 全域  |  |  |         |             |           |                       |  |                                       |       |  |  |     |                                      |                               |
| 参考事例   | <p>(平成27年4月1日改訂)</p> <p><b>飯田市域公共交通 運転免許自主返納者支援制度</b></p> <p>運転免許証を自主返納された方に対し、バス、乗合タクシーの回数券から、いざれか一種類を交付します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利 用 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス・乗合タクシー</td> <td>3,900円<br/>(1,300円券×3)</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>3,600円<br/>(1,200円券×3)</td> </tr> <tr> <td>その他一般</td> <td>3,600円<br/>(1,200円券×3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*回数券は、バス共通、乗合タクシー共通の2種類から選択<br/>※申請回数1人1回限り</p> |  |  | 利 用 金 額 |             | バス・乗合タクシー | 3,900円<br>(1,300円券×3) | 高齢者(65歳以上)                                   | 3,600円<br>(1,200円券×3)                 | その他一般 | 3,600円<br>(1,200円券×3)                  |  |     |                                      |                               |
| 利 用 金 額  |   |  |  |         |             |           |                       |  |                                       |       |  |  |     |                                      |                               |
| バス・乗合タクシー  | 3,900円<br>(1,300円券×3)   |  |  |         |             |           |                       |  |                                       |       |  |  |     |                                      |                               |
| 高齢者(65歳以上)   | 3,600円<br>(1,200円券×3)   |  |  |         |             |           |                       |  |                                       |       |  |  |     |                                      |                               |
| その他一般  | 3,600円<br>(1,200円券×3)   |  |  |         |             |           |                       |  |                                       |       |  |  |     |                                      |                               |
| <p style="text-align: center;">図 4-10 飯田市の免許返納者支援の例</p> <p style="text-align: right;">(資料：飯田市)</p> |   |  |  |         |             |           |                       |  |                                       |       |  |  |     |                                      |                               |

## 2 分かりやすい公共交通

2 - 1 情報提供

| 施策番号 | ⑧  | 施策名 | 共通サインシステムの導入 |
|------|--|-----|--------------|
| 施策概要 | <p>バス路線の再編後、バス事業者共通の系統番号の整理や路線のカラーリング等を行い、利用者の視点に立った分かりやすい情報を提供します。</p> <p>「①バス路線の再編」に合せて、段階的に実施するものとし、路線の主要方面別に、記号や番号を各拠点を発着するバスに設定します。</p> <p>共通サインシステムは、ピクトグラムを活用するなど、外国人観光客でも、どのバスに乗車したらよいか、一目で分かる情報提供を目指します。また、停留所や案内看板、バス路線図等についても、共通サインを示して、より分かりやすい情報提供を実施します。</p>   |     |              |
| 実施主体 | 交通事業者、市  |     |              |
| 実施地域 | 全域   |     |              |
| 参考事例 | <p><b>■路線バスのナンバリング及びカラーリング（八戸市）</b></p> <p>八戸市では、路線バスの再編に合わせて、方面別のナンバリングとカラーリングを実施することで、分かりやすさの向上を図っています。</p>  <p style="text-align: center;"><b>図 4-11 行先別のカラーリング</b><br/>(資料：第9回地域 ITS 推進団体連絡会)</p> <p><b>■バスの行先に合わせた表記の統一（中津川市）</b></p> <p>中津川市では、バスの行先により、バス停の看板や誘導サイン、時刻表、パンフレット表記等を統一的にカラーリングすることで、直感的に分かりやすい多言語対応を実施しています。</p>  <p style="text-align: center;"><b>図 4-12 統一的にカラーリングした多言語表示</b><br/>(資料：国土交通省委員会)</p> |     |              |

| 施策番号 | ⑨  | 施策名 | インフォメーション施設の整備 |
|------|--|-----|----------------|
| 施策概要 | <p>水戸駅北口バスターミナル等に各バス事業者共通のインフォメーション施設を整備し、乗り場案内や行き先案内等の情報案内を実施します。</p> <p>インフォメーション施設は、路線数や利用者が多いターミナルを中心に設置を検討し、案内員による情報提供を行います。水戸駅等の来訪者が多い場所では、タッチパネル式の情報端末や、複数路線の次発時刻を一度に案内する電子情報掲示板等の設置を検討します。</p> |     |                |
| 実施主体 | 交通事業者、市  |     |                |
| 実施地域 | エリアI   |     |                |
| 参考事例 | <p>■バス事業者共通の案内所</p> <p>各バス事業者共通の案内所を設置して、分かりやすい情報案内を実施しています。</p>    |     |                |
|      | <p>図 4-13 金沢市のインフォメーション施設、交通案内所</p>   |     |                |
|      | <p>図 4-14 盛岡市のバス案内所</p>    |     |                |
|      | <p>図 4-15 岐阜市のバス案内所</p>  |     |                |

| 施策番号 | ⑩   | 施策名 | 運行情報を提供するシステムの構築 |
|------|---|-----|------------------|
| 施策概要 | <p>運行情報や目的地までの所要時間等の情報を利用者に提供するシステムを構築し、待ち時間のイライラや、乗り遅れへの不安を解消します。</p> <p>バスロケーションシステム等のリアルタイムの情報提供は、利用者が多い中心市街地や交通結節点で主に実施し、モニターや音声による案内、携帯電話等のインターネット端末による情報提供についても検討します。</p>   |     |                  |
| 実施主体 | 交通事業者、市   |     |                  |
| 実施地域 | 全域  |     |                  |
| 参考事例 | <p><b>■運行情報モニター（八戸市）</b></p> <p>八戸市では、バス路線の見直しに合わせて、運行情報モニターの設置などを行っています。</p>  <div style="position: absolute; left: 310px; top: 535px; width: 200px; height: 40px; background-color: #e0f2e0; padding: 5px; border: 1px solid black;">     H23年2月に改修した標柱の一例<br/>     (1番のりば「三日町」)   </div> <div style="position: absolute; left: 550px; top: 535px; width: 200px; height: 40px; background-color: #e0f2e0; padding: 5px; border: 1px solid black;">     八戸ポータルミュージアム「はっち」内には中<br/>     心街ターミナルの運行情報モニターを設置   </div> |     |                  |

図 4-16 八戸市の運行情報モニター

(資料：第9回地域 ITS 推進団体連絡会)

| 施策番号 | ⑪ 施策名   | 路線図・時刻表等の作成  |
|------|---------|--|
| 施策概要 |         | <p>観光客など本市を初めて訪れる人にも分かりやすいバス路線図や時刻表を作成し、公共交通を利用した回遊性の向上を図ります。まずは、本市の重要な観光資源である偕楽園への案内に重点的に取り組みます。</p> <p>路線図の作成に当たっては、市民とのワークショップの開催や大学等との連携により、アイデアを公募することも検討します。</p> <p>路線図は、利用者に最新情報を提供できるよう定期的に更新するものとし、「⑧共通サインシステムの導入」と連携を図るものとします。</p>                                       |
| 実施主体 | 交通事業者、市 |  |
| 実施地域 | 全域      |  |
| 参考事例 |         | <p>■市民との協働により作成したバス路線図（京都府）</p> <p>京都府では、バス路線図の作成にあたり、市民とのワークショップを行うことで、昼間のお出かけに必要となる情報の記載やベビーカーの乗せ方など地域のニーズに即したもののが完成しています。</p>  <p>図 4-17 京都府のバス路線図<br/>(資料：一般社団法人日本モビリティ・マネジメント会議ホームページ)</p> |
|      |         | <p>■目的別時刻表（十勝バス）</p> <p>十勝バスでは、目的別の活動を行う場合に、どのようなバスを利用できるかを示した目的別時刻表を作成しています。</p>  <p>図 4-18 十勝バスの目的別時刻表<br/>(資料：一般社団法人日本モビリティ・マネジメント会議ホームページ)</p>   |

## 2-2 バスサービスの充実

| 施策番号 | ⑫ 施策名 | バス停留所の見直し   |
|------|-------|---|
| 施策概要 |       | <p>本市内では、複数のバス事業者が路線バスを運行していることから、事業者ごとにバス停を設置しており、同一の場所でもバス停の名称が異なるなど、利用者にとって分かりにくい状態となっている箇所もあります。このため、バス停の統合やカラーリングなどを通じて改善を図ります。</p> <p>また、高齢者でも安心してバスを待つことができるよう、停留所への椅子の設置や建物内を待合スペースとして活用するなど、待合機能の向上に資するバス停留所の環境改善にも取り組みます。</p>   |
| 実施主体 |       | 交通事業者、市   |
| 実施地域 |       | 全域  |
| 参考事例 |       | <p>■バス停の統合（宇都宮市）</p> <p>宇都宮市の大通りでは、停留所名が同じにもかかわらず、設置場所が離れていたり、同じ会社の停留所が同じ場所に系統別に並んでいたりしたことから、バス停の統合化に対する支援を行い、バスを利用しやすい環境整備を進めています。</p>  <p>同じバス停名が複数の場所に存在<br/>同じ場所に同じ会社のバス停が複数存在</p> <p>図 4-19 宇都宮市の大通りバス停留所図<br/>(資料：宇都宮市ホームページ)</p> <p>■コンビニエンスストア併設のバス待ち環境（九条車庫前バス停）</p> <p>京都市の九条車庫前バス停では、停留所の待合スペースにコンビニエンスストアを併設することで、待ち時間的有效活用できるようにしています。</p>  <p>図 4-20 コンビニエンスストアが併設されたバス停<br/>(資料：京都新聞ホームページ)</p> |

| 施策番号 | ⑬ 施策名   | 運賃の見直し  |
|------|---------|---|
| 施策概要 |         | <p>バス路線の再編後、特に乗り継ぎの際に、利用しやすい運賃体系の構築を図ります。</p> <p>運賃体系の考え方には、距離制運賃やゾーン制運賃、均一制運賃などがあり、それぞれの運賃制度のメリットとデメリットを整理し、本市のバスネットワークに適したものを探用します。</p>   |
| 実施主体 | 交通事業者、市 |   |
| 実施地域 | 全域      |   |
| 参考事例 |         | <p><b>■幹線バスから支線バスへの乗り継ぎ（盛岡市）</b></p> <p>盛岡市では、幹線バスと支線バスを乗り継ぐ際に、バスの車内で「のりつぎ券」が発行されます。目的地で降りる際に、現金と一緒に運賃箱に投入すると、乗り継ぎ時に発生する初乗り運賃が免除され、運賃の支払い総額が直通便と同額になります。</p>  |

図 4-21 盛岡市の乗り継ぎ事例

| 施策番号 | ⑯   | 施策名 | 共通乗車券・割引サービスの導入 |
|------|---|-----|-----------------|
| 施策概要 | バス事業者共通の乗車券を導入します。バス事業者が連携し、お得な乗車券を複数の事業者間のバスで利用できるようになれば、利用者が運賃面だけでなく、乗り継ぎの際にも利便性が向上します。<br>また、家族割引や夏休み期間の児童割引、商業施設等と連携した買い物割引等、様々な企画乗車券を検討して、更なる利用促進を図ります。  |     |                 |
| 実施主体 | 交通事業者、市   |     |                 |
| 実施地域 | エリア I   |     |                 |
| 参考事例 | <p>■「水戸駅～大工町」共通回数券活用 100 円バス事業（水戸市都市交通戦略会議）</p> <p>水戸駅～大工町区間では、期間限定で共通回数券活用 100 円バス事業を実施しており、効果を検証しながら、継続的な実施に向けて検討します。</p>  |     |                 |

図 4-22 100 円バス事業

### ■まちなか・おでかけバス（盛岡市）

盛岡市では、市に居住している 70 歳以上の方を対象に、自宅近くのバス停と中心市街地エリア（盛岡市立病院エリアへも利用可能）、中心市街地エリア内を自由に乗り降りできる、市内のバス事業者共通の乗車券を発行しています。



図 4-23 盛岡市のまちなか・おでかけバス事業

| 施策番号 | ⑯   | 施策名 | 高機能な車両の導入 |
|------|---|-----|-----------|
| 施策概要 | <p>バス路線の再編後、主要な幹線における連節バス等の大型車両や郊外部における支線での小型バスの運行など、高機能な車両を導入することにより、輸送需要に応じた効率的な運行を実現します。</p> <p>車両の導入に当たっては、路線バスのイメージの改善を図り、利用者に本市のシンボルとして認識されるよう、デザイン性に優れたものを検討します。</p> <p>また、情報提供の視点から、車両内部に運行経路や目的地までの所要時間を表示できるシステムを設置するなど、内装についても高機能化を図ることを検討します。</p>   |     |           |
| 実施主体 | 交通事業者、市   |     |           |
| 実施地域 | 全域  |     |           |
| 参考事例 |   <p>図 4-24 岐阜市の連節バス<br/>(資料:岐阜市ホームページ)</p>   <p>図 4-25 金沢市の小型バス<br/>(資料:岐阜市ホームページ)</p> <p>図 4-26 車内での運行経路情報表示（ストラスブル市）<br/>(左：運行経路情報、右：主要バス停までの所要時間)</p> |     |           |

## 2-3 公共交通利用に対する意識・イメージの改善

| 施策番号 | ⑯ 施策名 | モビリティ・マネジメントの実施  |
|------|-------|--|
| 施策概要 |       | <p>「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（かしこく）利用する状態」への行動変容を促すため、環境や健康等に配慮した交通行動を、大規模かつ個別的に呼びかけていく各種コミュニケーション施策を実施します。</p> <p>既に実施しているノーマイカーウィーク等の取組と併せて、本市への転入者に路線図等を配布するなど、新たな取組についても検討を進めます。</p>  |
| 実施主体 | 市ほか   |  |
| 実施地域 | 全域    |  |
| 参考事例 |       | <p><b>■転入者への路線図配布（八戸市）</b></p> <p>八戸市では、路線図「バスマップはちのへ」を作成し、転入者に対する生活支援・情報提供の一環として、市役所での転入届受付時に配布することで、市内路線バスの利用促進を図っています。</p> <p><b>■構成9市町村統一ノーマイカーウィーク（県央地域首長懇話会）</b></p> <p>水戸市長をはじめとする県央地域の9市町村長で構成する県央地域首長懇話会では、鉄道、路線バスなどの公共交通の重要性を再認識してもらうとともに、必要以上のマイカー利用がもたらす地球温暖化などの問題について意識を高めてもらうことを目的として、ノーマイカーウィークを実施しています。</p> <p><b>■路線バス乗り方教室、らくがきバス（水戸市）</b></p> <p>児童の公共交通に対する理解と関心を高めるとともに、将来公共交通を利用できるよう学習していただくことを目的に実施しています。</p>   |

図 4-27 路線バス乗り方教室

図 4-28 らくがきバス

### 3 まちづくりを支える公共交通

#### 3-1 人と環境にやさしい交通体系の構築

| 施策番号 | (17) 施策名<br>移動空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入  |
|------|---|
| 施策概要 | <p>高齢者や障害者等全ての人にやさしい移動空間の創出に向け、駅やバスターミナル等の旅客施設や歩道等のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの導入を図ります。</p> <p>本市では、2004（平成16）年度に策定した「水戸市交通バリアフリー基本構想」に基づき、水戸駅構内にエレベーターを設置するなど、各種施策を推進してきたところです。超低床ノンステップバスについても、市内の導入率が、2005（平成17）年度には約3パーセントにとどまっていましたが、2014（平成26）年度には約24パーセントとなっており、引き続き導入を促進します。</p> <p>2016（平成28）年度には、「（仮称）水戸市バリアフリー基本構想」を策定する予定であり、公共交通を利用して、歩いて楽しむことができる人にやさしいまちづくりの実現に資する施策を推進します。</p>  <p>The map illustrates the spatial distribution of key facilities and the network of accessible routes. It highlights the following areas:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>■駅周辺にある主要な施設---</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>水戸駅、市民会館、県立美術文化センター、千歳公園、水戸市合併開拓会、水戸駅、二ヶ領恩賜庭園、美大附属小学校、水戸二中、法務合併開拓会、駅周辺</li> <li>私道館、三の丸小、三の丸公民館、県立国際会館、水戸警察署、三の丸会館</li> <li>水戸市社会保険事務所、中央図書館、総合病院、新文庫</li> <li>水戸市役所、二ヶ領恩賜庭園、美大附属小学校、水戸二中、法務合併開拓会、駅周辺</li> </ul> </li> <li><b>■重点整備地区-----</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>水戸駅南口～水戸駅北口交差点～県立美術文化センター</li> <li>水戸駅南口～水戸市合併開拓会</li> <li>中央1丁目交差点～市役所(東側)</li> <li>水戸駅西口通路及び駅前広場～ペデストリアンデッキ</li> <li>水戸駅北口～京成百貨店</li> <li>太田町道入口交差点～泉町1丁目南側開発地区(南側)</li> <li>泉町1丁目南側開発地区(東側)</li> <li>泉町1丁目南側開発地区(北側)</li> <li>泉町1丁目交差点～水戸二高～水戸芸術館(北側)</li> <li>太田町道入口交差点～市立中央図書館・博物館</li> <li>泉町1丁目北側開発地区～水戸芸術館(西側)</li> <li>水戸駅北口～二の丸2丁目交差点～赤十字病院</li> </ul> </li> <li><b>■準特定経路-----</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>水戸駅南口～美濃里橋～市役所(西側)</li> <li>水戸駅北口～鈴木屋敷～千波人橋北交差点</li> <li>二の丸1丁目交差点～千波大橋北～文化センター(北側)</li> <li>三の丸1丁目交差点～二の丸2丁目交差点</li> <li>中央図書館～二の丸2丁目交差点～水戸地蔵(北側)</li> <li>中央図書館～弘道館～法務合併開拓会</li> <li>二の丸2丁目交差点～法務合併開拓会</li> <li>二の丸2丁目交差点～弘道館</li> </ul> </li> </ul> |
| 実施主体 | 交通事業者、道路管理者ほか   |
| 実施地域 | 全域  |

図 4-29 重点整備地区及び特定経路・準特定経路

(資料：水戸市交通バリアフリー基本構想)

### 3-2 歩いて楽しめるまちなか交通の実現

| 施策番号 | ⑯   | 施策名 | 都市景観や利用者に配慮したバス停留所施設の設置 |
|------|---|-----|-------------------------|
| 施策概要 | <p>民間事業者の事業を活用し、広告パネル付きバスシェルターを設置することで、中心市街地におけるバス停留所の待合機能の向上を図るとともに、洗練された都市景観を創出します。</p> <p>広告パネル付きバスシェルターについては、民間事業者が広告掲出の恩恵を感じられる、特に歩行者通行量が多い箇所への設置を検討します。</p>   |     |                         |
| 実施主体 | 交通事業者、市ほか   |     |                         |
| 実施地域 | エリアI  |     |                         |
| 参考事例 | <p>■上屋付きバス停留所 (MCDecaux 社)</p> <p>MCDecaux 社は、広告収入を得ることで上屋付きバス停留所の維持管理費用を捻出し、快適なバス待ち空間を提供しています。</p>     |     |                         |

図 4-30 MCDecaux 社の上屋付きバス停留所

(資料:『コミュニティ・サイクルによる都市モビリティ・マネジメント戦略』シンポジウム)

| 施策番号       | ⑯  | 施策名           | コミュニティサイクル等の整備  |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
|------------|--|---------------|---|--|--------------|---------------|----------------|---------------|-----------------|------|-----------------|------|---|------------|------------|------|--|--|------------|--|--|----|---|--|
| 施策概要       |  |               | <p>商店街や観光施設の回遊性の向上及び公共交通網の補完のため、既存のレンタサイクルの拡充やコミュニティサイクル等の整備について検討します。</p> <p>本市のレンタサイクルは、水戸駅の北口及び南口自転車等駐車場と千波湖西駐車場に貸出場所があります。駅北口のレンタサイクルは、弘道館や偕楽園等へのアクセス向上に、駅南口及び千波湖西駐車場のレンタサイクルは千波湖周辺への回遊性の向上に役立っています。</p> <p>「水戸市観光基本計画」（第3次）では、観光拠点間の回遊性が高いネットワークづくりに向け、レンタサイクルの拡充等に取り組むこととしています。</p> <p>また、コミュニティサイクルについては、鉄道駅などの交通結節点、主要施設等へのサイクリングポートの設置を検討します。これらの取組の推進に当たっては、快適な自転車走行空間を整備することが必要であり、2016（平成28）年度に策定する予定の「（仮称）水戸市自転車利用環境整備計画」で、その手法等について検討を進めます。</p>   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
|            |  |               | <table border="1"> <tr> <td></td><td>水戸駅北口レンタサイクル</td></tr> <tr> <td>貸出場所</td><td>水戸駅北口地下自転車等駐車場</td></tr> <tr> <td>貸出期間</td><td>年末12/29～31を除く毎日</td></tr> <tr> <td>貸出時間</td><td>9:00～18:00</td></tr> <tr> <td>利用料金</td><td>電動アシスト付自転車、普通自転車<br/>大人（中学生以上）：1日1回 500円（定額）</td></tr> <tr> <td>サイクリング行動範囲</td><td>市内全域</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>レンタサイクルは、水戸駅北口地下自転車等駐車場に返却</td></tr> </table>   |  | 水戸駅北口レンタサイクル | 貸出場所          | 水戸駅北口地下自転車等駐車場 | 貸出期間          | 年末12/29～31を除く毎日 | 貸出時間 | 9:00～18:00      | 利用料金 | 電動アシスト付自転車、普通自転車<br>大人（中学生以上）：1日1回 500円（定額） | サイクリング行動範囲 | 市内全域       | 備考   | レンタサイクルは、水戸駅北口地下自転車等駐車場に返却   |  |            |  |  |    |   |  |
|            | 水戸駅北口レンタサイクル   |               |   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
| 貸出場所       | 水戸駅北口地下自転車等駐車場   |               |   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
| 貸出期間       | 年末12/29～31を除く毎日  |               |   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
| 貸出時間       | 9:00～18:00   |               |   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
| 利用料金       | 電動アシスト付自転車、普通自転車<br>大人（中学生以上）：1日1回 500円（定額）  |               |   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
| サイクリング行動範囲 | 市内全域   |               |   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
| 備考         | レンタサイクルは、水戸駅北口地下自転車等駐車場に返却   |               |   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
|            |  |               | <table border="1"> <tr> <td></td><td>水戸駅南口レンタサイクル</td><td>千波湖・桜川レンタサイクル</td></tr> <tr> <td>貸出場所</td><td>水戸駅南口東棟自転車駐車場</td><td>千波湖西駐車場</td></tr> <tr> <td>貸出期間</td><td>年末12/29～31を除く毎日</td><td></td></tr> <tr> <td>貸出時間</td><td>9:00～18:00</td><td>9:00～16:00</td></tr> <tr> <td>利用料金</td><td>大人（中学生以上）：1日1回 500円（定額）<br/>子供（小学生以下）：1日1回 300円（定額）<br/>タンデム車：500円<br/>※子供は原則として保護者等同伴が必要</td><td></td></tr> <tr> <td>サイクリング行動範囲</td><td>市内全域（ただし2人制自転車は、千波湖畔園路及び指定サイクリングロードのみ）</td><td></td></tr> <tr> <td>備考</td><td>レンタサイクルは水戸駅南口東棟自転車等駐車場、千波湖西駐車場どちらでも返却可能</td><td></td></tr> </table> |  | 水戸駅南口レンタサイクル | 千波湖・桜川レンタサイクル | 貸出場所           | 水戸駅南口東棟自転車駐車場 | 千波湖西駐車場         | 貸出期間 | 年末12/29～31を除く毎日 |      | 貸出時間  | 9:00～18:00 | 9:00～16:00 | 利用料金 | 大人（中学生以上）：1日1回 500円（定額）<br>子供（小学生以下）：1日1回 300円（定額）<br>タンデム車：500円<br>※子供は原則として保護者等同伴が必要 |  | サイクリング行動範囲 | 市内全域（ただし2人制自転車は、千波湖畔園路及び指定サイクリングロードのみ） |  | 備考 | レンタサイクルは水戸駅南口東棟自転車等駐車場、千波湖西駐車場どちらでも返却可能 |  |
|            | 水戸駅南口レンタサイクル   | 千波湖・桜川レンタサイクル |   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
| 貸出場所       | 水戸駅南口東棟自転車駐車場  | 千波湖西駐車場       |   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
| 貸出期間       | 年末12/29～31を除く毎日  |               |   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
| 貸出時間       | 9:00～18:00   | 9:00～16:00    |   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
| 利用料金       | 大人（中学生以上）：1日1回 500円（定額）<br>子供（小学生以下）：1日1回 300円（定額）<br>タンデム車：500円<br>※子供は原則として保護者等同伴が必要 |               |   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
| サイクリング行動範囲 | 市内全域（ただし2人制自転車は、千波湖畔園路及び指定サイクリングロードのみ）   |               |   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
| 備考         | レンタサイクルは水戸駅南口東棟自転車等駐車場、千波湖西駐車場どちらでも返却可能  |               |   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
|            |  |               | <p>表4-4 レンタサイクルの概要</p> <p>（資料：水戸観光協会ホームページ）</p>   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
| 実施主体       |  |               | 市ほか   |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |
| 実施地域       |  |               | エリアI  |  |              |               |                |               |                 |      |                 |      |   |            |            |      |  |  |            |  |  |    |   |  |

| 施策番号 | ㉚ 施策名 | 国道 50 号の有効活用   |
|------|-------|--|
| 施策概要 |       | <p>水戸黄門まつりや水戸まちなかフェスティバルの開催時には、水戸中央郵便局から大工町までの区間を歩行者専用道路とすることで、まちなかのにぎわいを創出しています。</p> <p>2016（平成 28）年度には、水戸黄門漫遊マラソンが開催される予定であり、中心市街地が発着点となることから、大会の参加者をはじめ、関係者や沿道での観戦者など、多くの方が当地区を訪れることが予想されます。</p> <p>これらイベントの開催とともに、沿線では新たな市民会館の建設が予定されているところであり、コンベンションの開催時にも、参加者をはじめとする多くの方を円滑に目的地まで輸送することも公共交通の大きな役割であることから、まちなかのにぎわい創出に資する公共交通のあり方について検討を進めます。</p> <p>また、関係機関で構成する検討組織を立ち上げ、アクセスしやすく、移動が容易になるよう、将来的なまちなか交通体系のあり方を含め、国道 50 号の有効活用策についての検討を行います。</p> |
|      |       |  |
|      |       | <p>図 4-31 水戸まちなかフェスティバルでの歩行者用道路区間</p> <p>（資料：第4回水戸まちなかフェスティバル オフィシャルパンフレット）</p>  |
|      |       |  |
| 実施主体 |       | 市、交通会議   |
| 実施地域 |       | エリア I  |



## 4-3 実施プログラム

重点施策の実施主体や実施時期の目標を実施プログラムとしてまとめました。

なお、重点施策の実施時期については、各実施主体の財政状況を勘案するとともに、水戸市第6次総合計画の「3か年実施計画」との整合を図りながら、必要に応じて見直すものとします。

<基本理念> <目指す将来像> <基本方針> <基本施策> <重点施策>

